

国際保健規則（IHR2005）

[抜粋]

附録第一

A. サーベイランス及び対策のための能力に関する 主な要求事項

1. 参加国は、既存の国内制度と資源を活用して、本規則に規定する参加国の主な能力要求事項を満足しなければならない。これには、次の事項が含まれる。
 - (a) 自国のサーベイランス、報告、通告、検証、対策及び協働のための活動。及び、
 - (b) 指定した空港、港及び陸上越境地点における活動。
2. 各参加国は、自国について本規則が発効してから二年以内に、自国にある既存の国内制度及び資源の能力が本附録に掲げる最低限の要求事項を満しているか否かを評価しなければならない。かかる評価を踏まえ、参加国は、それらの能力が第五条第一項並びに第十三条第一項に規定する自国領域全域にわたり現行のものとして機能するよう行動計画を策定し、且つ実施しなければならない。
3. 参加国及び世界保健機関は、本附録に基づき、評価、計画及び実施のプロセスを支援するものとする。
4. 地域社会レベル及び／又は一次的な公衆保健対策レベルにおける能力としては、次のものが要求される。
 - (a) 参加国領域内のあらゆる地域において、一定の時間及び場所で予想を超える水準の疾病又は死亡を伴う事象を発見できる能力。及び、
 - (b) 入手しうるあらゆる必須情報を直ちに適当なレベルの保健対策当局に報告できる能力。地域社会レベルでは、地域の保健機関又は適当な保健担当者に報告しなければならない。また、一次的な公衆保健対策レベルでは、組織の構造によって中間対策レベル又は国家対策レベルに報告しなければならない。本附録の適用上、必須情報には次のものが含まれる。臨床記述、実験室結果、危険の源泉並びに種類、人の症例並びに死者の数、疾病の拡大に関する状況、及び採用された保健上の措置。及び、
 - (c) 予備的な管理措置を直ちに実施できる能力。

5. 中間的な公衆保健対策レベルにおける能力としては、次のものが要求される。
 - (a) 報告された事象の状況を確認し、追加的な管理措置を支援又は実施できる能力。及び、
 - (b) 報告された事象を直ちに評価し、緊急であることが判明したらすべての必須情報を国家レベルの保健対策当局に報告できる能力。本附録の適用上、緊急な事象の基準には、重大な公衆保健上の影響及び／又は拡大する可能性の高い予期されない又は特異な性質が含まれる。
6. 国家レベルにおける能力としては、次のものが要求される。

評価と通告

- (a) 緊急な事象についてのすべての報告を四十八時間以内に評価できる能力。及び、
- (b) 評価の結果、当該事象が第六条第一項及び附録第二に基づき通報すべきものであることが示された場合に、直ちに国内 IHR 連絡窓口を通じて世界保健機関に通告でき、且つ第七条並びに第九条第二項の規定に従って世界保健機関に通報できる能力。

公衆保健対策

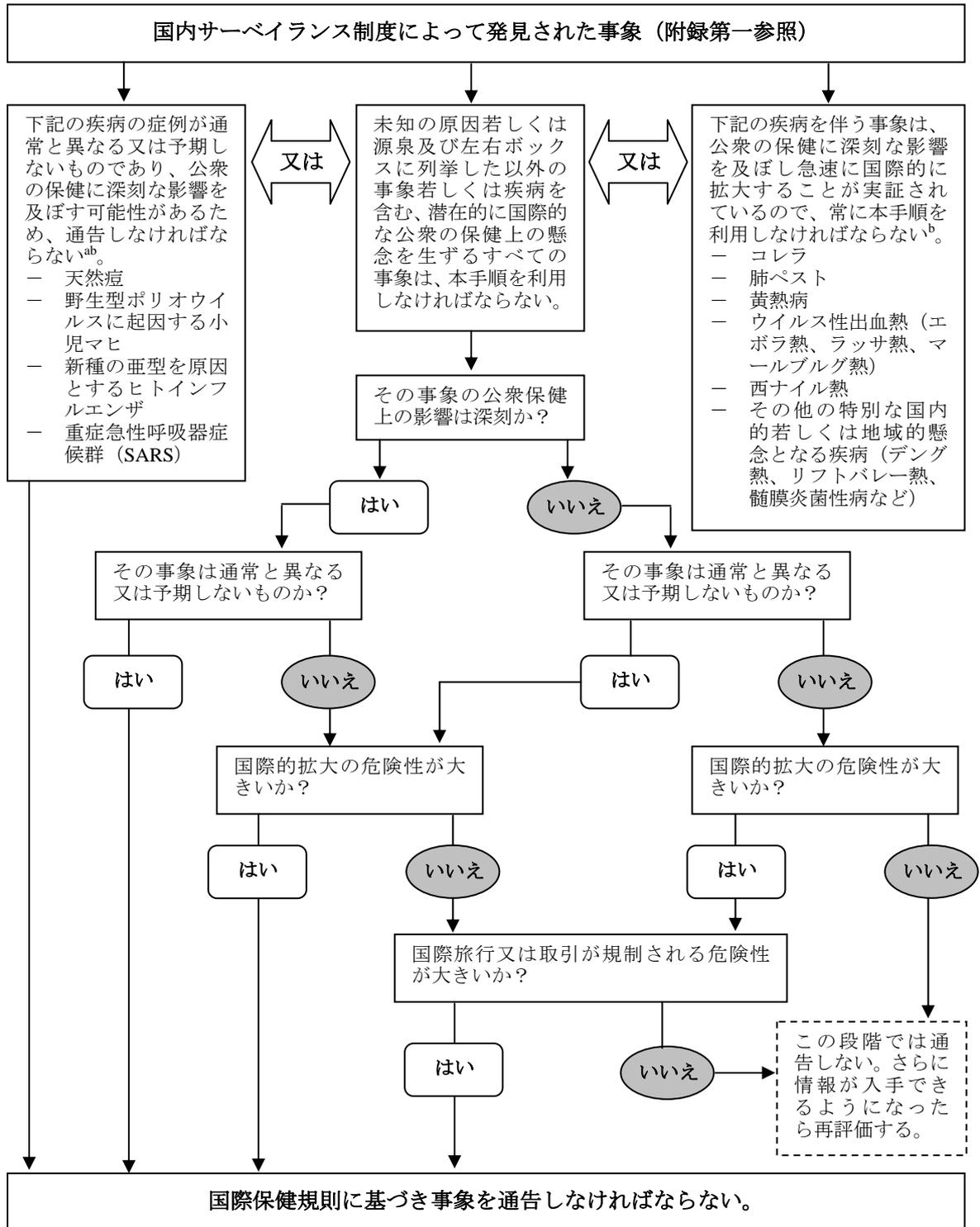
- (a) 疾病の国内的及び国際的拡大を防止するために要求される管理措置を迅速に認定できる能力。
- (b) 専門スタッフによる支援、実験室における標本分析（国内又は機関間の共同作業を通じて）、及び後方支援（設備、供給、輸送など）を提供できる能力。
- (c) 地域調査を補助するために必要な現地支援を提供できる能力。
- (d) 封じ込め策及び管理措置を迅速に承認し且つ実施に移すために上級の保健関連その他の担当者と直接的な業務リンクを提供できる能力。
- (e) 他の関係省庁と直接的な連絡体制を提供できる能力。
- (f) 当該参加国の自国領域及び他の参加国の領域で発生した事象について世界保健機関から受け取った情報と勧告を周知させるために、利用しうる最も効率的な通信手段を通じて病院、診療所、空港、港、陸上越境地点、実験室その他の主要な実施拠点とのリンクを提供できる能力。
- (g) 国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態を構成するおそれのある事象に対応する多専門／多部門の専門家からなるチームを創設することを含め、国内で公衆保健上の緊急対策計画を構築、運用及び維持できる能力。及び、
- (h) 上記を二十四時間体制で提供できる能力。

B. 指定空港、港及び陸上越境地点の能力に関する 主な要求事項

1. 常に、次の能力が要求される。
 - (a) (i) 病気の旅行者を迅速に評価及び治療できる場所に設置された診療施設を含む、適当な医療サービス、及び (ii) 十分な要員、設備並びに設備へのアクセスを提供できる能力。
 - (b) 適切な医療施設に病気の旅行者を輸送するための設備及び人員へのアクセスを提供できる能力。
 - (c) 輸送機関の検査に訓練された人員をあてられる能力。
 - (d) 入域地点の施設（飲用水の供給、食事施設、フライト・ケータリング施設、公衆トイレ、適当な固形及び液体ごみ処理業務、その他潜在的な危険区域を含む）を利用する旅行者のために安全な環境を確保できる能力。適当な場合には、検査プログラムの実施により、これを確保する。
 - (e) 入域地点において又はその近くで媒介体及び保有宿主を管理するために、実行しうる限り、プログラム及び訓練された人員を提供できる能力。
2. 国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態を構成するおそれのある事象に対応するための能力としては、次のものが要求される。
 - (a) 入域地点、公衆保健その他の機関並びに業務のために調整官や連絡窓口を指定するなど、公衆保健上の緊急偶発事態対策を構築及び維持することによって適当な公衆保健上の緊急対策を提供できる能力。
 - (b) 必要な隔離、治療その他の支援業務用に現地の医療及び獣医療施設と取極を締結し、感染した旅行者又は動物を評価し且つ治療できる能力。
 - (c) 感染したおそれのある人又は感染した人を他の旅行者と分離して面談調査をするためのスペースを提供できる能力。
 - (d) できれば入域地点と離れた施設で、感染したおそれのある旅行者を評価し、且つ、必要な場合に検疫拘束することができる能力。
 - (e) 適当な場合には、そのために特別に指定し準備した場所で、勧告された虫類駆除、ねずみ族駆除、消毒、除染措置を行い、或いは手荷物、貨物、コンテナ、輸送機関、物品又は郵送小包に対する処置を実施できる能力。
 - (f) 到着及び出発する旅行者に対して入出国管理を実施できる能力。
 - (g) 感染又は汚染を運ぶおそれのある旅行者が乗り換える際に、適切な身辺警護とともに特別に設計された設備又は訓練を受けた人員にアクセスできるようにする能力。

附録第二

国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態を構成するおそれのある
事象の評価及び通告のための決定手続



^a WHOの症例定義による。

^b 病例は本規則の目的においてのみ使用すること。

国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態を
構成するおそれのある事象の評価及び通告のための決定手続の
適用例

本附録で示す例は拘束的なものではなく、
決定手続の基準を理解するための指針として提示するものである。

事象は、次の基準のうち二つ以上に該当するか？

その事象の公衆保健上の影響は深刻か？	I. その事象の公衆保健上の影響は深刻か？
	1. その場所、時間又は人口に対して、その種の事象の症例及び／又は死者の数は多いか？
	2. その事象が公衆の保健に与える影響は大きい可能性があるか？ 以下は、公衆の保健に大きい影響を与える情況の例である。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 疫病を惹き起こす可能性の高い病原体によって惹き起こされた事象（因子の感染性、高い致死率、複数の伝染経路又は健康保因者）。 ✓ 治療が失敗する徴候（新たな抗生物質耐性、予防接種が効かない、解毒剤耐性又は効かない）。 ✓ 全く又は極めて少数しか人の症例が確認されていないが、重大な公衆の保健上の危険を事象が示している。 ✓ 医療関係者の間で症例がいくつか報告されている。 ✓ 特に弱い集団が危険に晒されている（難民、免疫性が低い者、子供、老人、免疫能が低い者、栄養不足の者など）。 ✓ 公衆保健対策を妨げる又は遅延させる可能性のある合併要因（参加国国内の自然災害、武力紛争、悪天候、複数の病巣）。 ✓ 人口密度の高い地域の事象 ✓ 自然発生的な或いは集団及び／又は広範な地域を汚染している又は汚染する可能性のある有毒な又は感染性のある又はそれ以外の危険物質の拡大。
	3. 現在の事象を発見、調査及び管理し、かつそれに対処するために、或いは新たな発生を防止するために、外部の援助が必要か？ 以下は、援助が必要な場合の例である。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 人的、財政的、物質的又は技術的資源不足—とくに、 <ul style="list-style-type: none"> —事象を調べる実験室又は疫学的能力の不足（設備、人員、財政的資源）。 —解毒剤、薬及び／又はワクチン及び／又は保護具、除染設備、又は推定される必要性に見合った補助設備の不足。 —既存のサーベイランス・システムでは新たな症例を素早く発見するのに不十分。
その事象の公衆保健上の影響は深刻か？ 上記の質問 1、2 又は 3 に「はい」と答えたなら、回答は「はい」	

その事象は通常と異なる又は予期しないものか？	II. その事象は通常と異なる又は予期しないものか？
	<p>4. その事象は通常と異なるか？</p> <p>以下は、通常と異なる事象の例である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ その事象は未知の因子によって惹き起こされている。又は源泉、媒体、伝染経路が普通と異なるか、未知である。 ✓ 症状の進展が予想よりも深刻である（疾病率又は致死率）、又は普通と異なる症状を伴っている。 ✓ その事象の発生自体、その地域、季節又は集団では珍しい。
	<p>5. その事象は公衆保健上の観点からみて予期しないものか？</p> <p>以下は、予期しない事象の例である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ その参加国ですでに除去又は撲滅したか、或いは過去に報告されたことのない疾病／因子によって惹き起こされた事象。
	<p style="text-align: center;">その事象は通常と異なる又は予期しないものか？</p> <p style="text-align: center;">上記の質問 4 又は 5 に「はい」と答えたなら、回答は「はい」</p>

国際的拡大の危険性が大きいのか？	III. 国際的拡大の危険性が大きいのか？
	<p>6. 他国で発生した類似の事象と疫学的に関連している証拠があるか？</p>
	<p>7. その因子、媒体又は宿主が国境を越えて移動する可能性に関して、警告すべき何らかの要因があるか？</p> <p>以下は、国際的拡大を起こしやすいと思われる状況の例である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 地域的拡大の証拠がある場合、発端患者（又は他の感染患者）に過去ひと月以内に次の記録がある。 <ul style="list-style-type: none"> －国際渡航歴（又は既知の病原体の場合には潜伏期間に相当する期間） －国際会合への参加（巡礼、スポーツ競技、会議など） －国際旅行者又は高度移動人口との緊密な接触 ✓ 国境を越えて拡大する可能性のある環境汚染によって惹き起こされた事象。 ✓ 衛生管理又は環境的な検出又は除染能力の限られた、国際交通量の過密な地域で発生した事象。
	<p style="text-align: center;">国際的拡大の危険性が大きいのか？</p> <p style="text-align: center;">上記の質問 6 又は 7 に「はい」と答えたなら、回答は「はい」</p>

国際旅行又は取引が規制される危険性が大きいか？	IV. 国際旅行又は取引が規制される危険性が大きいか？
	8. 過去の類似の事象の結果、国際旅行及び／又は取引が規制されたか？
	9. 感染した疑いのある又は確認された源泉が他国から／へ輸入／輸出した食品、水その他の物品で、それが汚染されていた可能性があるか？
	10. 事象は国際会合に出席して又は国際的に人気のある観光地で発生したものか？
	11. 事象について外国の当局者又はメディアから追加情報の請求があったか？
	国際旅行又は取引が規制される危険性が大きいか？ 上記の質問 8、9、10 又は 11 に「はい」と答えたなら、回答は「はい」

上記 4 つの基準 (I-IV) のうち、いずれか二つに事象が該当するかという質問に「はい」と答えた参加国は、国際保健規則第六条に基づき、世界保健機関に通告しなければならない。